

うつのみや映写ボランティアの会 会則

(名称)

第1条 本会は、うつのみや映写ボランティアの会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、映写ボランティアが、16ミリフィルムやDVD等の視聴覚教材の持つ教育性、娯楽性を認識して自主的に集まり、市民に対して積極的に活用、普及を図り、視聴覚教育の普及発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- 1 各地域で映画会を実施すること。
- 2 関係団体と協力・援助して、映画会を実施すること。
- 3 宇都宮市立視聴覚ライブラリーの要請により、映写ボランティアを派遣すること。
- 4 会員相互で、映写技術錬成会等の研修会を行い、資質の向上に努めること。
- 5 賛助会員は、16ミリ映写を除き全活動に参加できるものとする。
- 6 その他、本会の目的に必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は、原則として宇都宮市に勤務、通学または居住し、16ミリ映写技術習得証明書を取得し、かつ、本会の目的に賛同し会費を納入した者をもって組織する。

2 本会の目的に賛同した、16ミリ映写技術習得証明書を持たない者を賛助会員とする。

(役員・委員)

第6条 本会に次の役員と委員を置く。

- 1 役員 会長1名 副会長 若干名 会計2名 事務局 若干名 会計監査2名 顧問 若干名
- 2 委員 運営委員 若干名

(役員・委員の選出及び任期)

第7条 役員は、会員の中から総会で選出する。
委員は、会員の中から自薦・他薦を受け会長が選出し、総会に報告する。
顧問は、会長が選出し、総会に報告する。
役員・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員・委員の任務)

第8条 役員・委員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 会計は、会の経理を行う。経理を遂行するために金銭口座を管理する。
- 4 事務局は、会の事務全般を行う。
- 5 会計監査は、会の適正な経理を監査し、年1回会員に報告する。
- 6 顧問は、必要に応じて会の運営に協力する。
- 7 運営委員は、地域を代表し、映画会の企画・実施を担当する。

(総会)

第9条 本会は、次の会議を行うものとする。

- 1 総会は、本会の最高決議機関で会員の出席をもって成立し、年1回定期的に開催して年間事業計画・予算・決算その他必要な事項を決定承認する。
- 2 議事は、出席者の過半数の賛成で決定する。賛否同数の場合は、議長裁決とする。
- 3 会長は必要に応じて、臨時総会を開催する。

(運営会議)

第10条 運営委員会は、第6条の役員・委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 運営委員会は、予算・事業の企画、実施等本会の運営に関する事項を出席者の過半数の賛成で決定する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費・入会金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 入会金は、入会時のみとし、会費は次年度から納入する。
- 3 賛助会員は、入会金・会費を免除することができる。
- 4 新年度2ヶ月以内に年会費を納入しない会員は、退会とする。但し、再入会を妨げない。
- 5 会長に会務遂行活動費を補助する。その金額は、収支決算報告書に記載する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第13条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって議決される。

(付則)

この会則は、昭和61年3月8日から実施する。
この会則は、昭和63年3月6日から実施する。
この会則は、平成6年3月5日から実施する。
この会則は、平成9年4月1日から実施する。
この会則は、平成11年4月1日から実施する。
この会則は、平成13年3月17日から実施する。
この会則は、平成15年3月29日から実施する。
この会則は、平成18年3月18日から実施する。
この会則は、平成26年3月22日から実施する。
この会則は、平成28年3月20日から実施する。
この会則は、平成29年3月19日から実施する。
この会則は、平成31年3月31日から実施する。
この会則は、令和5年4月1日から実施する。